

全国農業共済組合連合会 事業計画書

1. 法第 20 条第 3 項の規定により組合員たる資格を有する者の数 47 会員
2. 法第 20 条第 4 項の規定により組合員たる資格を有する者の同条第 1 項各号ごとの概数 0
3. 保険資格者の概数 46 万人
4. 共済目的の種類別の概数 0
5. 設立後 2 年間の事業予定計画 (別紙 1)
6. 収入支出の概算 (別紙 2)
7. 事務費の加入者負担額及び徴収方法 (別紙 3)

5. 設立後 2 年間の事業予定計画

[基本方針]

収入保険については、昨年 11 月の農業災害補償制度 70 周年記念大会において「早期に 10 万経営体の加入を達成する」と決議しており、平成 30 年度は速やかに 10 万経営体についての都道府県別目標を作成し、その早期達成を目指す。

この都道府県別目標については、全国農業共済組合連合会（以下「本会」という。）の第 1 回通常総会において決定し、その目標達成に向けて普及推進に取り組むこととする。

1. 農業経営収入保険事業（以下「収入保険」という。）

[平成 30 年度]

平成 31 年 1 月から保険期間が始まる収入保険については、業務委託先（農業共済組合・市町村及び会員）と共同して次の事項に取り組む。なお、都道府県連合会にあっては、県段階での農業関係団体や行政等と連携した普及や農業共済組合・市町村職員に対する県内研修等に取り組む（平成 31 年度においても同じ）。

(1) 青色申告の普及、相談体制の整備、収入保険の普及及び加入推進

10 万経営体の早期達成に向け、地域の農業関係団体や行政等と連携した推進体制の下、青色申告の普及、相談窓口の整備、収入保険の普及及び加入推進に取り組む。

収入保険の保険料率等が確定次第、加入申請手続に関する地域説明会や戸別訪問を実施し、7 月からはタブレット（E X C E L

版)による加入シミュレーション及び加入情報の事前登録、10月からはタブレット(WE B版)による本格的な加入申請受付を進める。

(2) 保険契約の締結、営農計画の変更、事故発生時等の通知、つなぎ資金の貸付、国への再保険に係る事務の適切な実施

収入保険に関する法令等に基づき、以下の事務を適切に実施する。

ア) 加入申請、営農計画の変更申請の審査、保険料等の徴収

イ) 事故発生時等の通知の対応、つなぎ資金の審査、貸付

ウ) 本会が収入保険によって加入者に対して負う保険責任についての国への再保険

(3) 業務委託先との業務委託契約に基づく適正・効率的な業務の実施

委託する業務の範囲等を記載した業務委託契約書を業務委託先と速やかに締結するとともに、同契約書に基づき、業務委託先からの相談等に対応し、適正かつ効率的な委託業務を実施する。

(4) 農業経営収入保険事務処理システム開発の実施

平成29年度に全国農業共済組合連合会設立準備委員会が農林水産省補助事業で開発した「農業経営収入保険事務処理システム」の基本設計及び詳細設計等の移管を受け、農林水産省の補助事業により電算処理システムの開発を、加入に係る部分は本年7月、営農計画の変更、事故発生時等の通知、つなぎ資金の貸付に係る部分は12月、保険金等の支払に係る部分は31年3月までに実施する。

(5) 収入保険に関連する研修及び広報活動

ア) 業務委託先の役職員等が収入保険の業務を円滑に実施できるよう、同役職員等を対象に、収入保険の実務研修を実施する。ま

た、全国農業共済協会（以下「協会」という。）のテレビ会議システムを有効活用し、収入保険システムの操作、タブレットを活用した加入申請手続などをはじめ、本会と業務委託先の役職員との情報交換等を密に実施する。

イ) 協会と連携し、農業共済新聞やホームページ、チラシ、パンフレットなどの各種広報媒体を活用した広報活動を実施する。

(6) 民間損保等との技術的連携の実施

ア) セキュリティー対策等について、民間損保会社等との技術的連携を早期に締結し、その具体化に取り組む。

イ) 中長期的に必要なとなる技術的事項については、民間損保会社等と検討を行う。

(7) 農林漁業信用基金及び農林中央金庫への出資

大災害時等でも農業者の経営安定を早期に図れるよう、迅速かつ円滑な保険金の支払いに対応するため、次の出資を行う。

ア) 会員からの負担（1会員1万円）を募りつつ、本会として50万円を農林漁業信用基金に出資する。

イ) 特定の会員から出資金の有償譲渡を受け、本会として50万円を農林中央金庫に出資する。

[平成31年度]

収入保険加入者の拡大、保険金等の適切な支払のため、次の事項に取り組む。

(1) 青色申告の普及、相談体制の整備、収入保険の普及及び加入推進

平成30年度の実績も踏まえ、地域の農業関係団体や行政等と連携した推進体制の下、青色申告の普及、相談窓口の整備、収入保険の普及及び加入推進に取り組む。

(2) 保険契約の締結、営農計画の変更、事故発生時等の通知、つなぎ資金の貸付、保険金等の請求及び支払、国への再保険に係る事務の適切な実施

収入保険に関する法令等に基づき、以下の事務を適切に実施する。

- ア) 加入申請、営農計画の変更申請の審査、保険料等の徴収
- イ) 事故発生時等の対応、つなぎ資金の審査、貸付
- ウ) 保険金等請求書等の審査、保険金等の支払
- エ) 本会が収入保険によって加入者に対して負う保険責任についての国への再保険

(3) 業務委託先との業務委託契約に基づく適切・効率的な業務の実施

業務委託契約書に基づき、業務委託先からの相談等に対応し、適切かつ効率的な業務を実施する。

(4) 収入保険電算処理システムの運用

収入保険電算処理システムを適切に運用し、必要な改修を実施する。

(5) 収入保険に関連する研修及び広報活動

ア) 30年度の取組の成果も踏まえ、業務委託先の役職員等が収入保険の業務を円滑に実施できるよう、同役職員等を対象に、収入保険の実務研修を実施する。また、協会のテレビ会議システムを有効活用し、本会と業務委託先の役職員等との情報交換等を密に実施する。

イ) 協会と連携し、農業共済新聞やホームページ、チラシ、パンフレットなどの各種広報媒体を活用した広報活動を実施する。

(6) 民間損保等との技術的連携の実施

ア) 民間損保会社等との技術的連携に基づき構築したセキュリティー対策等に取り組む。

イ) 中長期的に必要な技術的事項については、民間損保会社等と引き続き検討を行う。

2. 任意共済に係る再保険事業及び保険事業

[平成 30 年度]

会員が実施する任意共済に係る再保険事業及び保険事業の実施に向け、協会と連携して次の事項に取り組む。

- (1) 建物共済の全共連出再部分に係る再保険及び保険の実施に向けた諸準備（契約等の手続き、実施要領（仮称）等の作成、再保険システムの開発等）
- (2) 建物共済の連合会等保有責任部分に係る再保険及び保険についての検討

[平成 31 年度]

会員が実施する任意共済に係る再保険事業及び保険事業について、協会と連携して次の事項に取り組む。

- (1) 建物共済の全共連出再部分に係る再保険及び保険の円滑な実施
- (2) 全共連の建物短期再共済への円滑な出再
- (3) 建物共済の連合会等保有責任部分に係る再保険及び保険の検討並びに実施に向けた準備

3. 執行体制の整備

[平成 30 年度]

リスク発生時の損失並びに不祥事件の発生を最小限に抑えるため、各種リスク管理態勢及びコンプライアンス態勢を確立するよう、関係規程や管理体制等を早期に整備し、同規程等に基づく各種リスク管理及びコンプライアンスに係る取組を実施する。また、内部監査実施要領を速やかに策定し、同要領に基づく監査を実施し、監査結果及び改善状況を監事及び理事会に報告し、内部牽制機能の強化

を図る。

監査については、上半期業務監査と決算監査を行う。理事会は、原則として四半期ごとに開催する。公認会計士による外部監査を原則として毎月実施する。

[平成 31 年度]

30 年度に整備した規程等に基づき、引き続き各種リスク管理、コンプライアンスに係る取組、内部監査に取り組む。監査結果及び改善状況を監事及び理事会に報告する。

監査については、上半期業務監査と決算監査を行う。理事会は、原則として四半期ごとに開催する。公認会計士による外部監査を毎月実施する。

事業予定計画書

農業経営収入保険事業の規模【平成30年度】

引受		保険金額	農業経営収入保険特約補填金財源			保険料		
本年度予定	前年度実績	総額	総額	国庫負担金	農業者負担金	総額	国庫負担金	農業者負担金
人	人	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
100,000	0	687,369	29,040	21,780	7,260	5,829	2,915	2,915

農業経営収入保険事業の規模【平成31年度】

引受
本年度予定
人
100,000

※ 保険金額、農業経営収入保険特約補填金財源、保険料については、引受予定10万人を前提とし、平成31年度農林水産予算等を踏まえて設定。

任意共済再保険事業の規模【平成30年度】

再保険 目的又は 保険目的	引受		再保険金額 又は保険金額	再保険料、賦課金			再共済 掛金	再共済 手数料	手持再保険料又 は手持保険料	備考
	本年度予定	前年度実績		総額	再保険料	事務費 賦課金				
建物	棟 —	棟 —	百万円 —	百万円 —	百万円 —	百万円 —	百万円 —	百万円 —	百万円 —	—
再共済割合				再共済 手数料率			—			

任意共済再保険事業の規模【平成31年度】

再保険 目的又は 保険目的	引受		再保険金額 又は保険金額	再保険料、賦課金			再共済 掛金	再共済 手数料	手持再保険料又 は手持保険料	備考
	本年度予定	前年度実績		総額	再保険料	事務費 賦課金				
建物	棟 3,620,000	棟 0	百万円 地震等事故以外の事故にかかるもの 12,550,000 地震等事故にかかるもの 1,600,000	百万円 13,400	百万円 13,400	百万円 0	百万円 13,400	百万円 4,800	百万円 0	
再共済割合				地震等事故以外の事故にかかるもの 30% 地震等事故にかかるもの 50%	再共済 手数料率		元受契約の事務費賦課割合－4.5%			

(別紙2)

6. 収入支出の概算（業務収支）

(1) 収入の部

(単位:千円)

科 目	30年度予算額 (A)	30年度備考	31年度予算額 (B)	31年度備考	増減 (B)-(A)
前期繰越業務残金	0		0		0
前期防災事業繰越残金	0		0		0
受取補助金	1,600,000		2		△ 1,599,998
(1)収入保険事業事務費負担金	1,283,000	10万経営体	1	31年度農林水産予算に係るため仮置き	△ 1,282,999
(2)収入保険電算処理システム開発費	317,000	農水省補助事業費	1	〃	△ 316,999
事務費	2,140,000	10万経営体(1経営体当たり平均基準収入950万円)	2,000,000	10万経営体(うち1万経営体は新規)	△ 140,000
会費収入	9,400	200千円×47県=9,400千円	9,400	30年度と同	0
受託収入	0		0		0
受取利息	0		0		0
事業勘定受入	0		0		0
拋出金払戻準備金戻入	0		0		0
業務貸倒引当金戻入	0		0		0
業務雑収入	0		0		0
建設引当金戻入	0		0		0
修繕引当金戻入	0		0		0
更新引当金戻入	0		0		0
業務引当金戻入	0		0		0
退職給与金施設預託金付加金収入	0		0		0
退職給与金施設転貸福祉貸付受取利息	0		0		0
有価証券処分益	0		0		0
業務財産処分益	0		0		0
業務雑利益	0		0		0
合 計	3,749,400		2,009,402		△ 1,739,998

(2) 支出の部

科 目	30年度予算額 (A)	30年度備考	31年度予算額 (B)	31年度備考	増減 (B)-(A)
前期繰越業務不足金	0		0		0
人件費	232,591	役員報酬18百万円(理事14名、監事3名) 職員給料手当て174百万円(21名)	252,199	役員報酬30年度と同 職員給料手当て211百万円(23名)	19,608
旅費交通費	12,427	役員旅費交通費、職員旅費交通費	10,187	役員旅費交通費、職員旅費交通費	△ 2,240
事務費	24,456	通信運搬費、図書印刷費、消耗品費等	33,759	通信運搬費、図書印刷費、消耗品費等	9,303
業務費	3,401,686	委託費ほか	1,641,372	委託費ほか	△ 1,760,314
委託費	3,399,389		1,639,215		△ 1,760,174
(1)システム開発業者等への委託費	839,000	①収入保険システム運用・保守116百万円、②収入保険システム集金・印刷代行197百万円、③収入保険システムタブレット利用料(2,000台)198百万円、④全国連ネットワークシステムアウトソーシング費用11百万円、⑤収入保険電算処理システム開発委託費317百万円	1,171,000	①収入保険システム運用・保守233百万円、②収入保険システム集金・印刷代行500百万円、③収入保険システムタブレット利用料(2,000台)211百万円、④全国連ネットワークシステムアウトソーシング費用7百万円⑤収入保険電算処理システム改修委託費220百万円	332,000
(2)組合等への業務委託費	2,560,389	(31年度に必要な業務費857百万円を含む)	468,215		△ 2,092,174
普及推進費	49,918	広報費、事業奨励費30百万円	49,033	広報費、事業奨励費30百万円	△ 885
施設費	12,713	賃借料、備消費費ほか	11,442	賃借料、備消費費ほか	△ 1,271
損害評価費	0		0		0
損害防止費	0		0		0
損害防止事業負担金	0		0		0
諸税負担金	1,180	協会負担金ほか	1,180	協会負担金ほか	0
事業勘定繰入	0		0		0
業務貸倒引当金繰入	0		0		0
業務雑費	0		0		0
建設引当金繰入	0		0		0
修繕引当金繰入	0		0		0
更新引当金繰入	0		0		0
固定資産自己財源取得費	14,429	全国連ネットワークオンサイトリース料、信用基金への出資金及び農林中金出資金の譲り受け金ほか	10,230	全国連ネットワークオンサイトリース料ほか	△ 4,199
リース資産除去損	0		0		0
リース資産解約損	0		0		0
防災事業繰延残金繰入	0		0		0
退職給与金施設転貸福祉貸付支払利息	0		0		0
有価証券処分損	0		0		0
有価証券評価損	0		0		0
業務財産処分損	0		0		0
業務貸倒損失	0		0		0
業務雑損失	0		0		0
業務繰延残金繰入	0		0		0
合 計	3,749,400		2,009,402		△ 1,739,998

(別紙 3)

7. 事務費の加入者負担額及び徴収方法

1. 事務費の加入者負担額及び徴収方法

(1) 加入者割 (初年度) : 1 経営体当たり 1,300 円

(2) 加入者割 (毎年度) : 1 経営体当たり 3,200 円

※加入初年度は (1) と (2) の合計額を負担する。(継続加入者は (2) のみを負担)

(3) 保険金額及び補填対象金額割 : 保険金額及び補填対象金額 1 万円当たり 22 円

2. 事務費の加入者負担の総額

(1) 平成 30 年度 : 2,140 百万円 (加入見込 10 万経営体)

(2) 平成 31 年度 : 2,000 百万円 (同 上)